

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
〔省略〕 （用語の定義） 第2条 この規程で用いる「研究科専任教員」、「研究科所属教員」及び「研究科委員会」の用語の定義については、研究科規程の定めるところによる。 〔省略〕 （選挙有資格者） 第7条 前条の選挙の<u>選挙資格者</u>は、選挙公示日に在職する、研究科専任教員及び研究科所属教員で、かつ、東京学芸大学の専任である教授、助教授、講師とする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>選挙公示日の休職者</u>は、<u>選挙資格者</u>となることはできない。 〔省略〕 （選挙の方法） 第8条 選挙は次の方法によって行う。 (1) 投票は単記無記名の方法によって行い、研究科長候補適任者として1名を選出する。 (2) 選挙は、<u>選挙資格者</u>の過半数の投票により成立する。 (3) 選挙の結果、有効投票の過半数を得た者を当選者とする。 (4) 前号によって当選者を得ることができない場合は、前号の投票の結果得票数の上位2人について投票を行い、得票多数を得た者を当選者とする。ただし、最上位に得票同数の者が2人以上いるときはすべての最上位得票者について、また、2位に得票同数の者が2人以上いるときはすべての2位得票者を最上位得票者に加えて投票を行うものとする。 (5) 前号の投票の結果、最上位に得票同数の者が2人以上あったときは、その者について投票を行い、得票多数の者をもって当選者とする。 (6) 前号の投票を行ってもなお得票同数の場合は、年長者をもって当選者とする。 〔省略〕	〔省略〕 （用語の定義） 第2条 この規程で用いる「研究科専任教員」、「研究科所属教員」及び「研究科委員会」の用語の定義については、研究科規程の定めるところによる。 〔省略〕 （選挙有資格者） 第7条 前条の選挙の<u>選挙有資格者</u>は、選挙公示日に在職する、研究科専任教員及び研究科所属教員で、かつ、東京学芸大学の専任である教授、助教授及び講師とする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>選挙日及び不在者投票期間の全期間において休職中の者、育児休業中の者、停職中の者並びに海外渡航中の者は、選挙有資格者</u>となることはできない。 〔省略〕 （選挙の方法） 第8条 選挙は次の方法によって行う。 (1) 投票は単記無記名の方法によって行い、研究科長候補適任者として1名を選出する。 (2) 選挙は、<u>選挙有資格者</u>の過半数の投票により成立する。 (3) 選挙の結果、有効投票の過半数を得た者を当選者とする。 (4) 前号によって当選者を得ることができない場合は、前号の投票の結果得票数の上位2人について投票を行い、得票多数を得た者を当選者とする。ただし、最上位に得票同数の者が2人以上いるときはすべての最上位得票者について、また、2位に得票同数の者が2人以上いるときはすべての2位得票者を最上位得票者に加えて投票を行うものとする。 (5) 前号の投票の結果、最上位に得票同数の者が2人以上あったときは、その者について投票を行い、得票多数の者をもって当選者とする。 (6) 前号の投票を行ってもなお得票同数の場合は、年長者をもって当選者とする。 〔省略〕 附 則 <u>この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u>